

原田処理場で使用する電力の調達仕様書

1. 需給対象
別表 1 調達施設一覧表のとおり
2. 需要設備の概要
別表 1 調達施設一覧表のとおり
3. 契約電力、予定使用電力量
別表 1 調達施設一覧表、別表 2 使用電力量実績のとおり
(但し、予定使用電力量は令和 7 年度実績値とし見積価格を算出するための参考とする。)
4. 供給期間
令和 8 年 (2026 年) 10 月 1 日 0 時から令和 9 年 (2027 年) 9 月 30 日 24 時まで
5. 需給地点
対象施設内特高受電所に設置した処理場所有の受電盤断路器の電源側接続点
6. 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じとする。ただし取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。
7. 保安責任分界点
電気工作物の財産分界点と同じ。
8. 供給の方法
原田処理場で使用する電気を需要に応じて全量供給する。
9. 検針日及び計量
検針日は毎月 1 日とし、1 日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値による。
10. 電力量の検針方法
供給会社の検針方法による。
11. 料金の算定方法
電気料金の算定期間は前月計量日の 0 時から当月計量日の前日 24 時までの期間とする。電気料金は、基本料金と電力量料金に基づく 2 部料金制とする。
料金の支払いは毎月とする。

各月の電気料金の算定においては、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金、及び市場価格調整額を含むものとする。なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、市場価格調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しない。

なお、燃料費調整額及び市場価格調整額は、大阪府地域を管轄する旧一般電気事業者の定める額を上回らない範囲で協議のうえ調整を行うことができる。

12. 力率

力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)

なお、入札価格算定時の力率は100%とする。

13. 電気の安定供給

受注者は、発注者に対し電気の安定供給に努めること。

14. その他

- (1) 供給実施に際しての条件等詳細については、発注者と受注者双方による協議の上、書面により定める。
- (2) 契約期間中における予定使用電力量を契約年間使用量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に対し、一定水準に達しない場合でも料金の追加請求を行わないこと。
- (3) 請求書の他に施設毎の内訳(契約電力、使用電力量、単価等)を月毎にまとめた電子データをダウンロード可能にするか、もしくは送付すること。電子データは標準的な表計算ソフトの形式とする。詳細については協議による。